

録音日：2024(R6)0326

会話場所：蘭越町庁舎会議室

反訳者：野村一也（原告）

00:01 野村

大事な話です。今、私が新たな開示請求で求めているもの、審査請求で聞いている内容にも関与します。あなた方はどの文書を残し、何を残さないかをどう判断しているのか。私はそこを非常に問題視しています。（不明）

00:21 坂野

（不明）

00:22 野村

黙ってください。あなたは関係ない。あなたも3月末で外れるんだから。今の責任者は…

00:30 坂野

（不明）

00:31 野村

喋らないでください。私は総務課長に聞いている。この人が責任者で、蘭越町の文書管理規程の担当課長だから。あなたの考えを聞いている。あなたは何のボーダーラインもなく当事者の判断で「残す／残さない」を決めると言い、今野さんに至っては、今年の事業をどうするかという明らかに雑談でない内容を、町長同席にもかかわらず「自分の判断で残さなかった」。それをあなたは全く問題視しない。あなたがそうするなら、皆が同じようにします。それで本当にいいんですか。

01:02 渡辺

それを今、審査請求で求めているんでしょう？

01:07 野村

それに関連したことを求めています。

01:10 坂野

(不明)

01:11 野村

黙ってください。あなたは外れるんだから。前回の話で分かるでしょう、私がどれくらいあなたを信頼していないか。

01:22 坂野

(不明)

01:23 野村

どれくらい信頼していないか、どれくらい意地悪を受けていると思っているか。

01:26 坂野

(鼻で笑う)

01:27 野村

やめてください、鼻で笑うのは。蘭越町の役職者として非常に失礼です。私は紳士的に、論理的に、理由を示して話しています。

01:42 坂野

そういうものはない。

01:45 野村

ない？ 私が「紳士的でも論理的でもない」と言うのですか。

01:49 坂野

感じられない。感じられない。

01:51 野村

感じられない？ 失礼ではありませんか。野村さんだって…

01:55 坂野

野村さんだって…

01:56 野村

私が何を失礼に言いましたか。これまでのことで。

01:57 坂野

今までのこと。

01:58 野村

繰り返します。なぜそこまで言い切れるか、前回の打ち合わせで何があったのか。時間制限をせず、あなたが聞いているのだから説明します。言い訳ではなく。

02:14 坂野

45分までに…

02:15 野村

あなたが売り言葉を投げるなら、相手に答える時間を与えるべきです。人に売り言葉をするなら。

02:24 坂野

買わなきゃいいだけ。

02:26 野村

では言った者勝ちになります。相手の言い分を認めず、悪口を言ったほうが勝ち。そんな非紳士的なやり方がどこにありますか。「自分が言いたいだけ言って、相手の反論を一切認めない」と。

02:46 坂野

自分が言いたいだけ…

02:48 野村

だから私は説明しているでしょう。具体的に。今野については「こういう打ち合わせがあった」「金町長も同席していた」。そのうえで「自分の判断で記録を残さなかった」という具体の話があった。そこを前提に言っています。

03:11 坂野

誰の判断で「残す／残さない」を決めるんですか？

03:14 野村

誰の判断？ 公文書管理規程があるでしょう。ガイドラインがあるでしょう。「後から追えるように残しなさい」という規定があるでしょう。

03:21 今野

来年開発するところを残すのが、そんなに重要ですか？

03:26 野村

「来年開発する」ではなく、意思決定権を持つ町長が収益事業者と相対して来年の事業を話すことです。それを残さない理由はありません。

03:44 今野

開発の話ですよ。

03:48 野村

ここまでにしましょう。私は「残さない理由はない」、あなたは「残す必要はない」。水掛け論です。ただ私は個別具体の理由を示しています。渡辺さんについては文書管理規程の責任者で、条例上、長として他を指導する立場にあるという枠組みを前提に話しています。あなたは何を根拠に話しているのですか。私が不紳士的で…

04:20 坂野

公文書管理規程があるなら、それに倣って皆でやっていけばいいじゃないですか。

04:25 野村

具体的に書いていません、公文書管理規程には。

04:28 坂野

では、さっきあなたが言ったのは何ですか。文書管理に関する法律には、文書の作成、整理、保存、行政文書ファイルの管理、移管・廃棄と、細か

な規定が段階的にあります。

04:44 野村

どんなに立派な体系でも、「何を残すか」の段階で取捨選択されれば、その後の段階は意味を失います。重要と推認できるものを当事者の判断で「残さない」と決めれば、文書管理規程、ひいては法律体系全体が無意味になり得る。だからこそ私は強く言っています。「あなた方の判断だけで、何の記録も残さない。それでいいのですか」と。あなたは「残さなくていい」と言った。十分です。そういうやり方をしているんですね。町長も副町長も小林さんも渡辺さんも、自分たちの判断だけで「残さなくていい」と。十分です。反論があるなら言ってください。

05:45 渡辺

何もない。普通のことを言っていますよ。

05:47 野村

あなたはそれを普通だと思っている。十分です。ここまでです。これ以上求めても「録っていない」と言われるだけでしょうから。

06:05 渡辺

あるものは全部出しています。

06:06 野村

「録っていない、録っていない」と。私が今問題にしているのは、「そんなやり方でいいのか」という点を第三者に問うことです。「ない」と言えば終わるかもしれない。しかし私は強く問題視しています。「蘭越はそんなやり方をしているのか」「それでいいと思っているのか」。幹部全員そろって。私は信じられません。